

## ブロック取引制度の変更について

平成 18 年 10 月 20 日  
株式会社東京金融先物取引所

平素は、本取引所の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ブロック取引とは、オークション方式によらずに、本取引所の定める数量以上で、同一限月または同一銘柄の売付取引と買付取引を同時に成立させる取引のことです。

この変更は、海外の主要取引所で採用されているグローバル基準に依拠した制度に改めることにより、市場参加者の更なる取引利便性向上を目指すものです。変更の内容は、ブロック取引制度における価格承認基準について、以下の通りとするものです（ブロック取引制度要綱における変更部分は下線で表示）。

現行	変更内容
<p><b>【ユーロ円 3 ヶ月金利先物】</b> 申告時刻直近 15 分に約定価格が 2 以上ある場合、その約定価格の高値と安値の範囲内。それ以外の場合、申告時刻の最良売り呼び値・買い呼び値の範囲内。 ただし、最良売り呼び値・買い呼び値間には以下のとおり制限値幅を設け、これを超える値幅の場合は承認しない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第 1 限月～第 6 限月およびシリアル限月…0.5 ティック</li><li>・第 7 限月以降…2 ティック</li></ul> <p><b>【ユーロ円 3 ヶ月金利先物オプション取引】</b> 申告時刻直近 15 分の約定価格がある場合、その約定価格の高値と安値の範囲内。申告時刻直近 15 分の約定価格がない場合、申告時刻の最良売り呼び値・買い呼び値が最小価格変動幅であるときにその売り呼び値、買い呼び値のいずれかの価格であること。</p> <p><b>【円金利スワップ先物】</b> 申告時刻における競争取引における最良売り呼び値と買い呼び値の範囲が以下の範囲を超えないときに、その範囲の価格であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 5 年物…30 銭</li><li>・ 10 年物…60 銭</li></ul>	<p><b>【全商品共通】</b> ブロック取引の呼び値の価格は、申込時点における本取引所の取引状況を勘案した適正かつ合理的な価格とする。</p>

尚、本取引制度の変更は、11 月上旬を予定しています。

以 上

ブロック取引制度要綱(変更案)

平成 18 年 10 月 20 日  
株式会社東京金融先物取引所

項 目	内 容	備 考
1. 定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロック取引とは、オークション方式によらずに、本取引所の定める数量以上で、同一限月又は同一銘柄の売付取引と買付取引を同時に成立させる取引をいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オークション方式とは、個別競争取引による取引手法を示す(業務規程第 9 条及び第 10 条)。</li> <li>・ ブロック取引では、取引参加者の対当取引又は 2 取引参加者間による取引を成立させることができる。</li> </ul>
2. ブロック取引の仕組み  (1) 取引方法  (2) 申込方法         (3) 申込時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引参加者は、ブロック取引の申込みを本取引所に行い、本取引所の承認のうえ、当該ブロック取引を成立させることができる。</li> <li>・ ブロック取引を行おうとする取引参加者は、本取引所に以下の内容を申込みとする。                         <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象商品(限月又は銘柄を含む。)</li> <li>② 価格</li> <li>③ 数量</li> <li>④ (売付取引及び買付取引ごとに)自己又は受託の別</li> <li>⑤ 相手方の取引参加者</li> <li>⑥ その他本取引所が必要と認める事項</li> </ol> </li> <li>・ 取引参加者は、本取引所にブロック取引の申込みを行った後、当該申込みの訂正又は取消を行うことはできないものとする。</li> <li>・ ブロック取引の申込時間は、日中取引時間帯及び夜間取引時間帯の終了前の 15 分間を除いた付合せ時間帯とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロック取引の申込みは、参加者端末装置により行う。</li> <li>・ 2 取引参加者間にてブロック取引を行おうとする場合は、一方の取引参加者が取引所にブロック取引の申込み(ブロック取引の相手方となる取引参加者の指定が必要。)を行う。取引の相手方となる取引参加者は、本取引所による当該ブロック取引の承認の後、当該ブロック取引を合意する旨を申告する。</li> <li>・ (通常日の場合) 9:00～11:30 12:30～15:15 15:30～17:45</li> <li>・ 本取引所は、申込時間以外に行なわれたブロック取引の申込みを承認しない。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(4) 対象商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック取引の対象商品は、取引所為替証拠金取引を除く全上場商品とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック取引に係る取引日は、オークション方式による取引の付合せ時間帯に準じ、当該ブロック取引を承認した時刻により定まる。</li> <li>参加者端末装置により通知する。</li> </ul>
(5) 申込数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック取引の申込数量は、500 枚以上とする。</li> </ul>	
(6) 価格の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>ブロック取引の呼び値の価格は、申込時点における本取引所の取引状況を勘案した適正かつ合理的な価格とする。</u></li> </ul>	
(7) 取引の成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>本取引所は、ブロック取引の申込みの数量及び価格が所定の条件を満たしている場合、当該ブロック取引を承認する。</li> </ul>	
(8) 取引成立時刻	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック取引の成立時刻は、ブロック取引の申込みを受付けた後、本取引所が当該ブロック取引を承認した時刻とする。</li> </ul>	
(9) 取引内容の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>本取引所は、ブロック取引の承認後、申込みを行った取引参加者に成立した金融先物の取引の内容(取引時刻の成立時刻等)を通知する。</li> </ul>	
(10) ブロック取引の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>本取引所が必要と認める場合には、ブロック取引を停止することがある。</li> </ul>	
3. ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、ブロック取引により成立した金融先物取引をギブアップすることができる。</li> </ul>	
4. 定率手数料、清算預託金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック取引により成立した金融先物取引の定率手数料及び清算預託金は、オークション方式により成立した金融先物取引と同様に扱うものとする。</li> </ul>	
5. 建玉	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック取引により成立した金融先物取引の建玉は、オークション方式により成立した金融先物取引の建玉と同様に扱うものとする。</li> </ul>	
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、ブロック取引により成立した金融先物取引に関して必要な事項については、オークション方式により成立した金融先物取引の規定を適用する。</li> </ul>	
7. ブロック取引に係る取引の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>本取引所は、ブロック取引により成立した金融先物取引の約定価格及び取引数量を公表する。</li> <li>本取引所は、各営業日におけるブロック取引により成立した金融先物取引の限月別又は銘柄別の四本値及び取引数量を公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該内容は、参加者端末装置のメッセージ欄を用い公表する</li> <li>取引所日報により公表する。</li> </ul>

以 上